

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和元年8月20日(火)

10:30 ~ 12:00

3号館10階海事局第5会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

住 成信 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

江口 清徳 野母商船株式会社 常務取締役

黒瀬 康弘 商船三井フェリー株式会社 専務取締役

配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第331号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」
- 資料2 海上旅客運送業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号）
- 資料3 国内旅客輸送業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 海上旅客運送業船員賃金実態調査
- 資料6 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料7 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金
- 資料8 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）
 - ・消費者物価指数（10大費目）
 - ・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・地域別最低賃金額一覧
 - ・給与勧告の実施状況等

国海員第 8 6 号

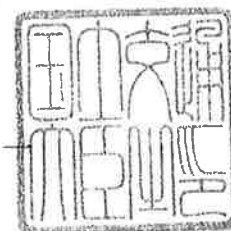
令和元年 7 月 8 日

交通政策審議会

会 長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 3 1 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

245,350 円

(2) 事務部職員

191,250 円

(3) 部員

183,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

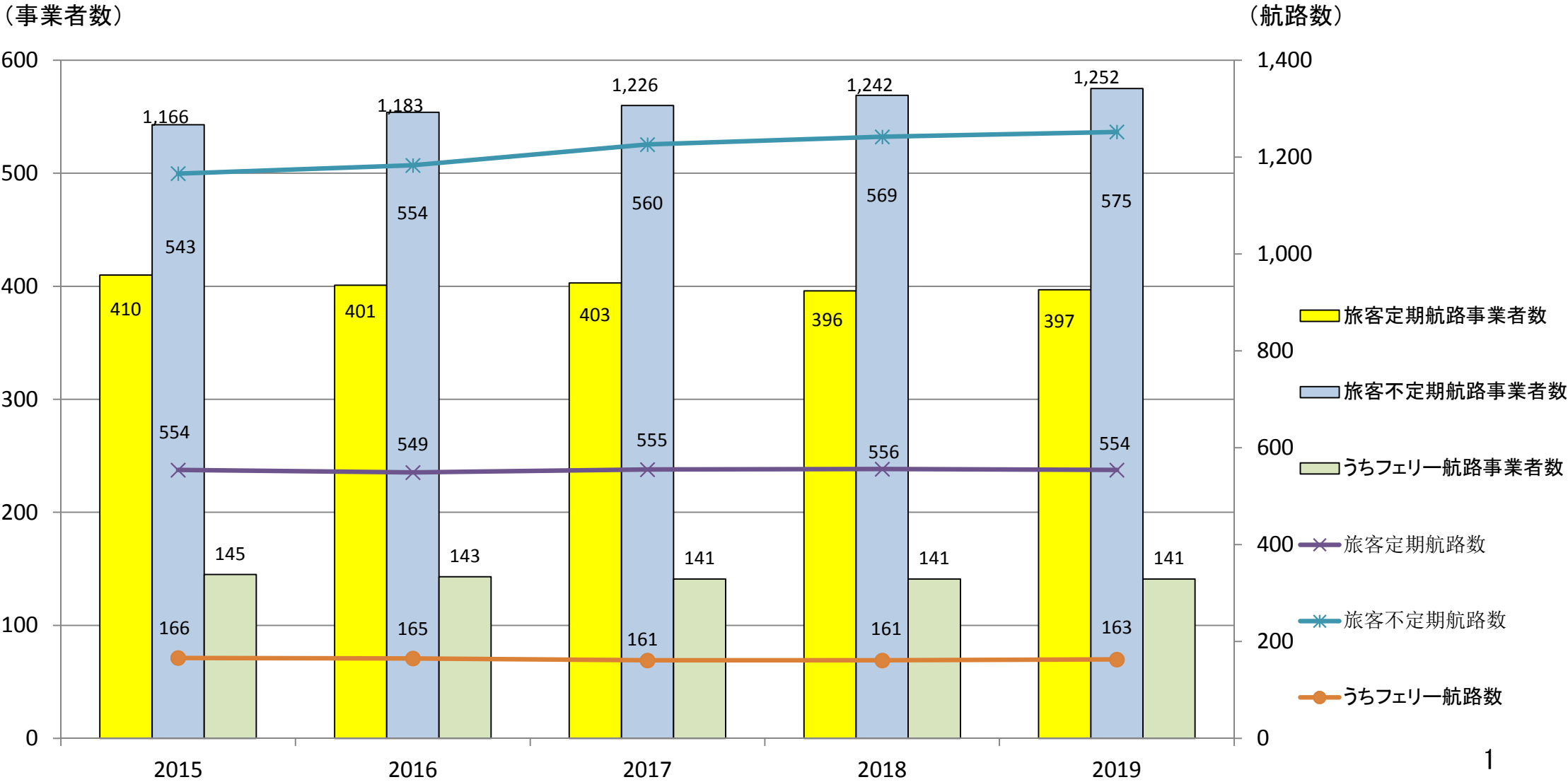
この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

国内旅客輸送業の概要

令和元年8月
海事局内航課

旅客船事業の業種別推移

- 旅客船事業は、2019年4月1日現在、972事業者によって1,806航路が経営されている。
- 一般旅客定期航路事業の事業者数は減少傾向、また航路数は横ばいである一方、旅客不定期航路事業の事業者数及び航路数は、ともに増加傾向にある。

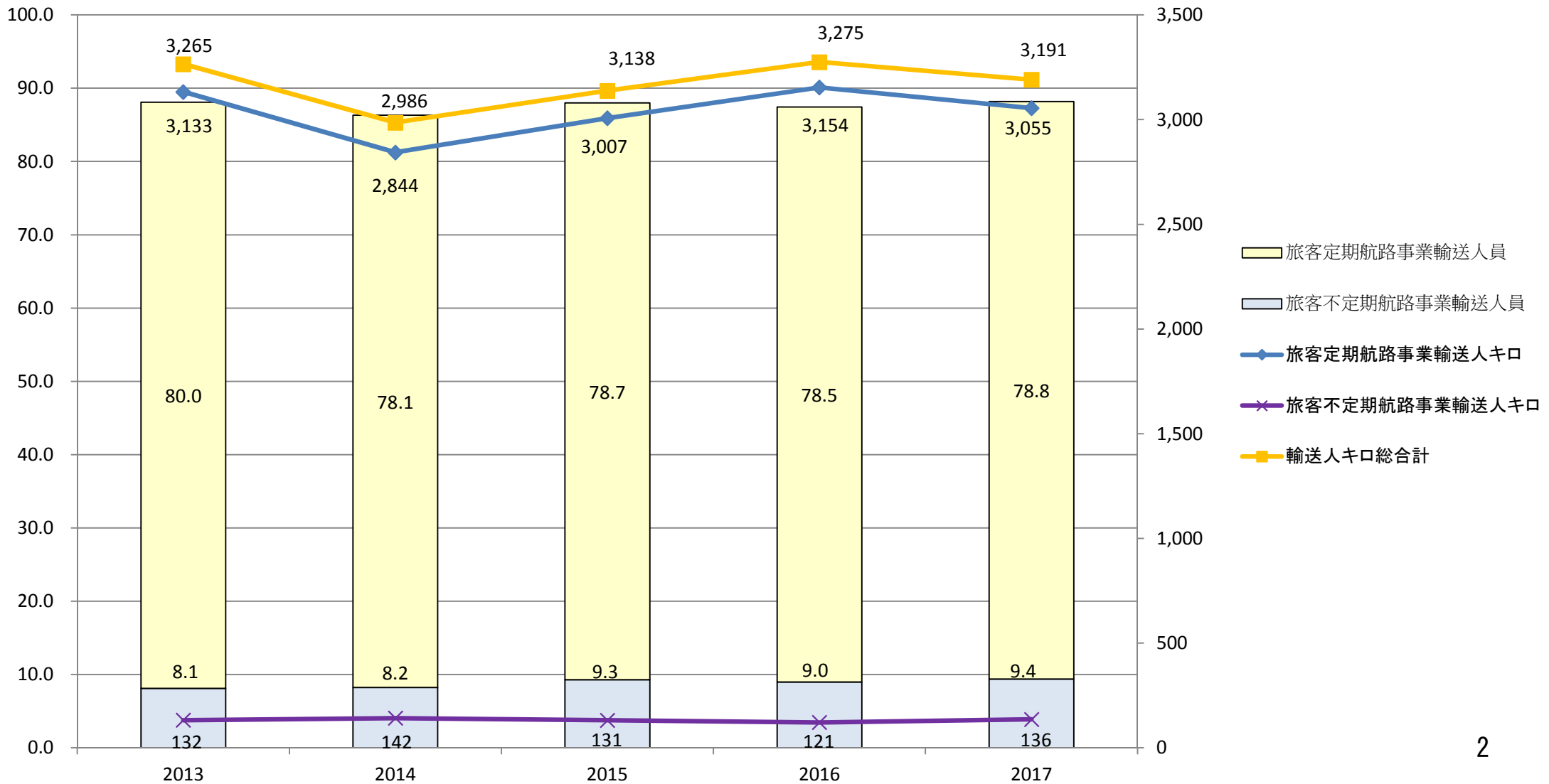


旅客輸送実績

○ 2017年度の輸送実績は、輸送人員で8,820万人(対前年度比0.8%増)、輸送人キロで31億9,072万人キロ(対前年度比2.6%減)となった。

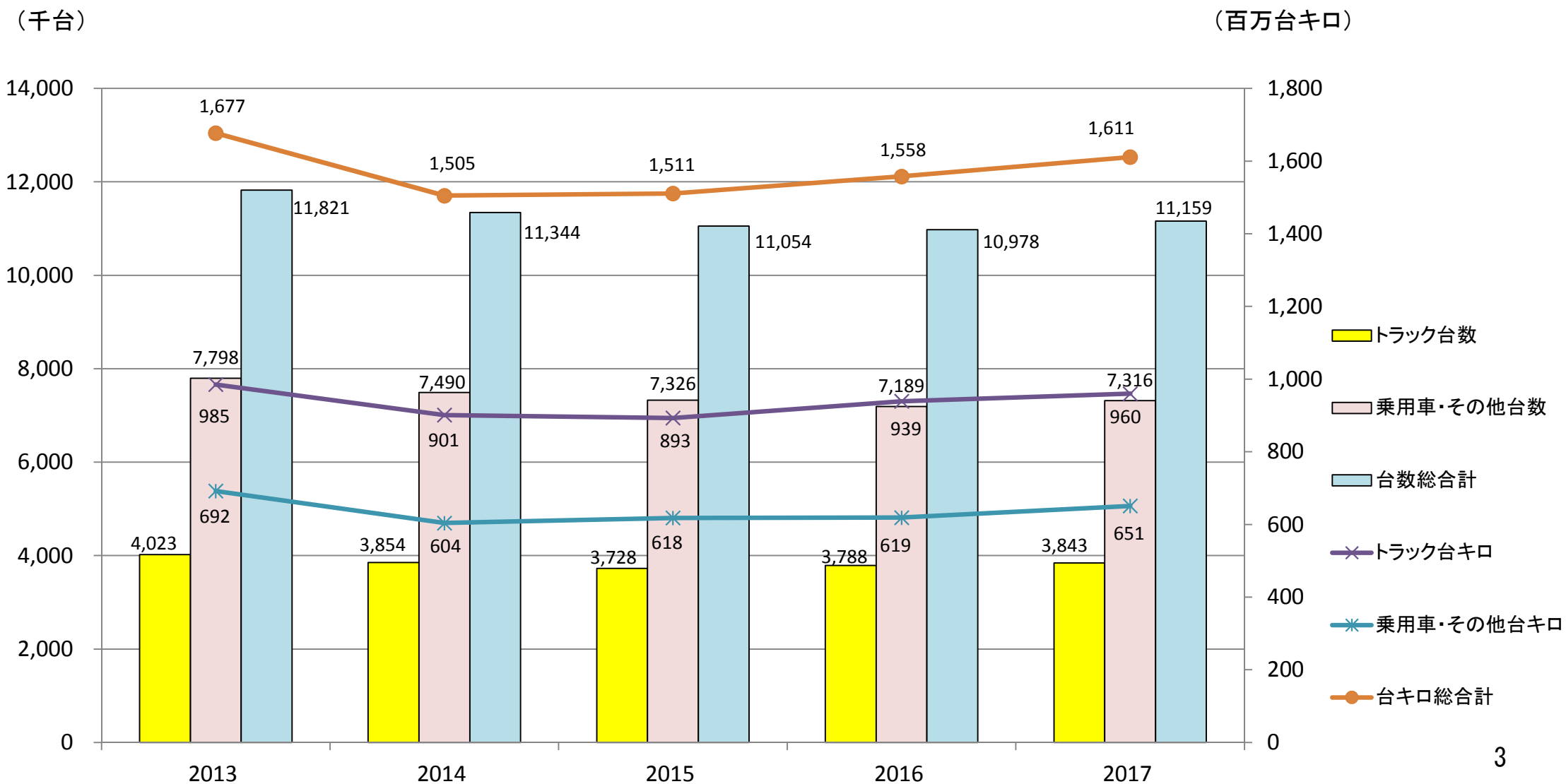
(百万人)

(百万人キロ)



自動車航送旅客船事業の業種別推移

○ 2017年度の自動車航送実績は、台数でトラックが3,843千台(対前年度比1.5%増)、乗用車・その他が7,316千台(対前年度比1.8%増)となり、台キロではトラックが960百万台キロ(対前年度比2.2%増)、乗用車・その他で651百万台キロ(対前年度比5.2%増)となった。



旅客航路事業の収支状況推移

- 旅客船事業全体の経営状況として、営業収入は約160億円増加している。
- 営業損益及び経常損益については、ともに5年連続で黒字で経常収支率は104.1%であった。

(単位：百万円、%)

区 分	年度	航路数	営業収入	営業損益	経常損益	経常収支率
一般旅客定期航路事業	2013	509	250,415	2,377	4,670	101.9
	2014	497	252,301	2,186	3,013	101.2
	2015	499	223,085	11,077	11,429	105.2
	2016	508	229,141	11,926	12,516	105.6
	2017	509	246,439	9,343	9,958	104.1
特定旅客航路事業	2013	7	309	10	10	103.5
	2014	7	308	12	12	104.2
	2015	7	392	50	50	114.5
	2016	7	236	▲ 6	▲ 6	97.1
	2017	8	435	33	32	107.8
旅客不定期航路事業	2013	658	19,594	593	866	104.5
	2014	656	21,773	▲ 340	▲ 98	99.6
	2015	660	18,464	694	804	104.5
	2016	684	23,359	135	240	101.2
	2017	693	21,817	691	761	103.6
計	2013	1,174	270,317	2,980	5,547	102.0
	2014	1,160	274,382	1,858	2,927	101.1
	2015	1,166	241,941	11,821	12,283	105.2
	2016	1,199	252,735	12,056	12,750	105.2
	2017	1,210	268,691	10,067	10,751	104.1

- (注) 1. 経営実態調査で報告のあった航路の航路損益を計上したものである。
 2. 端数処理のため、末尾の数字が合わない場合がある。

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成31年4月1日現在)

業種 局別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (H31. 4. 1)	8	18	458	438
	② (H30. 4. 1)	8	18	449	429
	① - ②	0	0	9	9
東北運輸局	① (H31. 4. 1)	1	3	91	91
	② (H30. 4. 1)	1	2	85	85
	① - ②	0	1	6	6
関東運輸局	① (H31. 4. 1)	13	18	637	625
	② (H30. 4. 1)	12	18	618	606
	① - ②	1	0	19	19
北陸信越運輸局	① (H31. 4. 1)	4	4	150	144
	② (H30. 4. 1)	4	4	135	129
	① - ②	0	0	15	15
中部運輸局	① (H31. 4. 1)	3	5	207	207
	② (H30. 4. 1)	3	5	205	205
	① - ②	0	0	2	2
近畿運輸局	① (H31. 4. 1)	5	13	513	489
	② (H30. 4. 1)	5	13	514	490
	① - ②	0	0	△ 1	△ 1
神戸運輸監理部	① (H31. 4. 1)	2	7	281	275
	② (H30. 4. 1)	2	7	288	282
	① - ②	0	0	△ 7	△ 7
中国運輸局	① (H31. 4. 1)	3	4	82	82
	② (H30. 4. 1)	3	4	83	83
	① - ②	0	0	△ 1	△ 1
四国運輸局	① (H31. 4. 1)	11	17	448	433
	② (H30. 4. 1)	12	19	470	440
	① - ②	△ 1	△ 2	△ 22	△ 7
九州運輸局	① (H31. 4. 1)	22	33	883	842
	② (H30. 4. 1)	22	34	895	855
	① - ②	0	△ 1	△ 12	△ 13
沖縄総合事務局	① (H31. 4. 1)	3	3	38	38
	② (H30. 4. 1)	3	3	38	38
	① - ②	0	0	0	0
計	① (H31. 4. 1)	75	125	3,788	3,664
	② (H30. 4. 1)	75	127	3,780	3,642
	① - ②	0	△ 2	8	22

海上旅客運送業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	44歳	275,000円	724,500円
賃金が最も低かった者	25歳	205,000円	246,000円
	(事務部職員) 41歳	183,200円	227,500円
平 均	47.3歳	313,929円	411,880円
人 数	69人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	62歳	422,000円	429,200円
賃金が最も低かった者	63歳	183,900円	183,900円
平 均	50.3歳	214,326円	248,967円
人 数	54人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和元年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、9隻（職員69人、部員54人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)		最賃額						245,350	(単位:円,%)	
会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標準年齢給	職務給							
A社	航・機士	178,110	55,700			14,100		247,910	2,560	大型CF 20.00 日
B社	〃	178,110	55,700			14,805		248,615	3,265	大型CF 21.00 日
C社	〃	255,070	3,610	7,000	25,000	14,805		305,485	60,135	個別協約 21.00 日
D社	〃	178,110	55,700			14,100		247,910	2,560	大型CF 20.00 日
E社	〃	250,570	3,740	62,640				316,950	71,600	個別協約 - 日
F社	〃	216,370	11,440			17,221	40,456	285,487	40,137	個別協約 22.81 日
G社	〃	178,110	55,700			12,690	12,240	258,740	13,390	大型CF 18.00 日
H社	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	29,710	個別協約 23.00 日
I社	〃	222,800	10,000	33,420				266,220	20,870	個別協約 - 日
J社	〃	243,350		24,335		8,400		276,085	30,735	中四旅客 20.00 日
K社	〃	191,630	55,700			13,395		260,725	15,375	大型CF 19.00 日
L社	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	97,390	個別協約 30.00 日
M社	〃	179,800	55,700			14,100		249,600	4,250	大型CF 20.00 日
N社	〃	179,800	55,700			12,690		248,190	2,840	大型CF 18.00 日
O社	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	43,680	個別協約 20.00 日
P社	〃	246,590	3,600		4,650	15,100	8,150	278,090	32,740	個別協約 20.00 日
Q社	〃	243,350		24,340		13,400		281,090	35,740	中四旅客 20.00 日
R社	〃	186,560	55,700			15,510		257,770	12,420	大型CF 22.00 日
S社	〃	221,930		800	6,517	15,202		244,449	-901	個別協約 21.56 日

2. 事務部職員

最賃額

191,250

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標準 年齢給	職務 給							
A社	事務員 (未経験)	239,090	3,580	59,770				302,440	111,190	個別協約 ー 日
B社	〃	171,350	8,760			14,100		194,210	2,960	大型CF 20.00 日
C社	〃	226,060		22,610		13,400		262,070	70,820	中四旅客 20.00 日
D社	〃	183,350	54,860			13,395		251,605	60,355	大型CF 19.00 日
E社	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	14,320	個別協約 23.00 日
F社	〃	178,110	8,760			14,100		200,970	9,720	大型CF 20.00 日

3. 部 員

最賃額

183,900

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額との差	備 考 (航海日当/月)
		標 準 給	職 務 給							
A社	部員 (未経験)	178,110	8,170			13,335		199,615	15,715	大型CF 21.00 日
B社	"	160,060				12,887	40,456	213,403	29,503	個別協約 22.81 日
C社	"	168,520	3,410	42,130				214,060	30,160	個別協約 — 日
D社	"	158,370	1,000			19,050	82,500	260,920	77,020	個別協約 30.00 日
E社	"	169,350		16,940		10,300		196,590	12,690	中四旅客 20.00 日
F社	"	171,350	8,170			12,700		192,220	8,320	大型CF 20.00 日
G社	"	171,350	8,170			12,065		191,585	7,685	大型CF 19.00 日
H社	"	170,470		25,571				196,041	12,141	個別協約 — 日
I社	"	171,350	8,170			12,700		192,220	8,320	大型CF 20.00 日
J社	"	185,210				16,560	3,800	205,570	21,670	個別協約 23.00 日
K社	"	171,350	8,170			11,430	12,240	203,190	19,290	大型CF 18.00 日
L社	"	171,350	8,170			12,700		192,220	8,320	大型CF 20.00 日
M社	"	169,350		16,935		5,800		192,085	8,185	中四旅客 20.00 日
N社	"	166,600			4,350	12,700	8,150	191,800	7,900	個別協約 20.00 日
O社	"	171,350	8,170	0		11,430		190,950	7,050	大型CF 18.00 日
P社	"	171,350	8,170			13,970		193,490	9,590	大型CF 22.00 日
Q社	"	169,350	3,290	2,000	25,000	13,335		212,975	29,075	個別協約 21.00 日
R社	"	168,450		800	4,439	13,692		187,381	3,481	個別協約 21.56 日
S社	"	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	24,218	個別協約 20.00 日

最低賃金の改正に係る参考資料

海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	H31.2.22	244,000	182,850
東 北	H31.2.27	243,450	181,600
関 東	H31.2.25	245,350	183,950
北陸信越	H31.2.22	243,700	177,800
中 部	H31.2.27	245,000	182,200
近 畿	H31.3.1	245,100	183,400
神 戸	H31.4.9	245,150	183,450
中 国	H31.2.22	243,830	175,810
四 国	H31.3.6	243,830	175,810
九 州	H31.4.12	243,650	176,010
沖 縄	H31.2.27	245,350	183,900

費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,020	41,010	50,770	60,530	70,300
	(25,490)	(40,770)	(50,640)	(60,510)	(70,380)
	530	240	130	20	-80
住居関係費	48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
	(47,720)	(52,300)	(47,030)	(41,750)	(36,480)
	580	-13,550	-5,300	2,970	11,220
被服・履物費	2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
	(2,580)	(9,010)	(10,350)	(11,690)	(13,020)
	-150	-2,160	-2,730	-3,310	-3,880
雑費Ⅰ	35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
	(32,860)	(29,680)	(55,050)	(80,430)	(105,800)
	2,260	1,480	-2,110	-5,730	-9,310
雑費Ⅱ	8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
	(8,280)	(18,930)	(23,450)	(27,970)	(32,480)
	40	590	260	-70	-390
計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720
前年	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
対前年増減	3,260	-13,400	-9,750	-6,120	-2,440
対前年比 (前年100)	102.8	91.1	94.8	97.2	99.1

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成30年人事院勧告(参考資料)」、「令和元年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウェイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574	
指数・27年100	26年	99.2	97.0	100.0	102.6	98.5	97.8	99.1	102.0	98.4	98.1	99.0
	27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0	100.7
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9
	30年	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1	101.4
対前年比・%	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7	3.7
	27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9	1.0
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0	0.7
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4	0.3
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8	0.5
月別指数・27年100	30年1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2
	2月	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1
	3月	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2
	4月	100.9	102.8	99.6	97.8	98.1	103.5	103.0	99.3	102.8	101.7	101.2
	5月	101.0	102.8	99.6	98.7	97.9	103.5	103.2	99.6	102.8	101.8	101.3
	6月	100.9	102.4	99.6	99.3	98.0	103.0	103.3	99.6	102.8	101.7	101.2
	7月	101.0	103.0	99.6	99.1	97.6	100.5	103.3	100.0	102.7	101.5	101.1
	8月	101.6	104.2	99.6	99.3	97.3	99.1	104.1	100.1	102.7	104.2	101.2
	9月	101.7	104.7	99.6	99.8	97.2	103.7	104.1	99.8	102.8	102.3	101.2
	10月	102.0	104.6	99.6	100.6	98.1	104.2	104.0	100.3	102.8	103.3	102.0
	11月	101.8	103.8	99.6	101.2	98.4	104.5	103.9	100.0	102.8	102.8	102.1
	12月	101.5	103.2	99.6	101.3	98.9	103.3	103.9	99.1	102.8	102.8	102.0
	31年1月	101.5	104.3	99.6	101.6	98.9	99.6	103.7	98.8	102.8	102.2	102.1
	2月	101.5	103.8	99.6	102.1	99.3	99.7	103.7	98.8	102.8	102.9	102.0
	3月	101.5	103.5	99.6	102.3	99.0	101.5	103.8	99.2	102.8	102.4	102.2

資料出所：総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(31.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	276	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	229	28,902
イ 新産業別最低賃金	227	28,876
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	227	28,876
ロ 従来の産業別最低賃金	2	26
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	22

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(31.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	168
織維工業関係	5	7	146
製 木材・木製品製造業関係	1	1	10
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	81
印刷・同関連産業関係	2	11	114
塗料製造業関係	4	1	60
ゴム製品製造業関係	1	1	46
造 窯業・土石製品製造業関係	4	4	97
鉄鋼業関係	20	32	1,362
非鉄金属製造業関係	9	9	431
金属製品製造業関係	4	8	115
業 一般機械器具製造業関係	25	234	5,006
精密機械器具製造業関係	7	7	213
電気機械器具製造業関係	45	220	8,577
輸送用機械器具製造業関係	33	142	8,383
小計	169	682	24,809
非製造業			
新聞・出版業関係	1	0	7
各種商品小売業関係	31	16	2,053
自動車小売業関係	24	227	1,958
自動車整備業関係	1	11	33
道路貨物運送業関係	1	3	16
小計	58	257	4,067
合計	227	939	28,876

2-2 従来の産業別最低賃金

(31.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	22
道路貨物運送業関係	0	0	0
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	26

注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料出所：「平成31年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（平成31年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度	3 0 年 度	2 9 年 度
地 域 別 最 低 賃 金			874 (47)	848 (47)
		対前年度上昇率 (%)	3.07	3.04
特 定 最 低 賃 金 （※1、2）	新 製 造 業 別 最 低 賃 金	食料品・飲料製造業関係	792 (7)	780 (7)
		繊維工業関係	787 (5)	778 (5)
		木材・木製品製造業関係	857 (1)	840 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	823 (2)	812 (2)
		印刷・同関連産業関係	785 (2)	782 (2)
		塗料製造業関係	935 (4)	922 (4)
		ゴム製品製造業関係	879 (1)	862 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	875 (4)	864 (4)
		鉄鋼業関係	932 (20)	910 (21)
		非鉄金属製造業関係	861 (9)	851 (9)
		金属製品製造業関係	893 (4)	877 (4)
		一般機械器具製造業関係	898 (25)	879 (25)
		精密機械器具製造業関係	882 (7)	869 (7)
		電気機械器具製造業関係	872 (45)	855 (45)
		輸送用機械器具製造業関係	914 (33)	895 (33)
		小 計	893 (169)	875 (170)
		非 製 造 業 別 最 低 賃 金	新聞・出版業関係	823 (1)
	各種商品小売業関係		826 (31)	813 (32)
	自動車小売業関係		873 (24)	857 (24)
	自動車整備業関係		840 (1)	819 (1)
	道路貨物運送業関係		910 (1)	910 (1)
	小 計		849 (58)	835 (60)
	合 計		887 (227)	868 (230)
		対前年度上昇率 (%)	2.19	1.64
旧 産 業 別 最 低 賃 金			816 (1)	805 (2)
総 合 計			887 (228)	868 (232)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772	(日 額) 5,772

資料出所：「平成31年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39) ~ (1.54)	6 ~ 7	(0.98) ~ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		29年度最低賃金額		対前年度 増減額	30年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		848 円	—	25 円	874 円	—	26 円
A	埼玉	871	29.10.1	26	898	30.10.1	27
	千葉	868	29.10.1	26	895	30.10.1	27
	東京	958	29.10.1	26	985	30.10.1	27
	神奈川	956	29.10.1	26	983	30.10.1	27
	愛知	871	29.10.1	26	898	30.10.1	27
	大阪	909	29.9.30	26	936	30.10.1	27
B	茨城	796	29.10.1	25	822	30.10.1	26
	栃木	800	29.10.1	25	826	30.10.1	26
	富山	795	29.10.1	25	821	30.10.1	26
	山梨	784	29.10.14	25	810	30.10.3	26
	長野	795	29.10.1	25	821	30.10.1	26
	静岡	832	29.10.4	25	858	30.10.3	26
	三重	820	29.10.1	25	846	30.10.1	26
	滋賀	813	29.10.5	25	839	30.10.1	26
	京都	856	29.10.1	25	882	30.10.1	26
	兵庫	844	29.10.1	25	871	30.10.1	27
広島	818	29.10.1	25	844	30.10.1	26	
C	北海道	810	29.10.1	24	835	30.10.1	25
	宮城	772	29.10.1	24	798	30.10.1	26
	群馬	783	29.10.7	24	809	30.10.6	26
	新潟	778	29.10.1	25	803	30.10.1	25
	石川	781	29.10.1	24	806	30.10.1	25
	福井	778	29.10.1	24	803	30.10.1	25
	岐阜	800	29.10.1	24	825	30.10.1	25
	奈良	786	29.10.1	24	811	30.10.4	25
	和歌山	777	29.10.1	24	803	30.10.1	26
	岡山	781	29.10.1	24	807	30.10.3	26
	山口	777	29.10.1	24	802	30.10.1	25
	徳島	740	29.10.5	24	766	30.10.1	26
	香川	766	29.10.1	24	792	30.10.1	26
福岡	789	29.10.1	24	814	30.10.1	25	
D	青森	738	29.10.6	22	762	30.10.4	24
	岩手	738	29.10.1	22	762	30.10.1	24
	秋田	738	29.10.1	22	762	30.10.1	24
	山形	739	29.10.6	22	763	30.10.1	24
	福島	748	29.10.1	22	772	30.10.1	24
	鳥取	738	29.10.6	23	762	30.10.5	24
	島根	740	29.10.1	22	764	30.10.1	24
	愛媛	739	29.10.1	22	764	30.10.1	25
	高知	737	29.10.13	22	762	30.10.5	25
	佐賀	737	29.10.6	22	762	30.10.4	25
	長崎	737	29.10.6	22	762	30.10.6	25
	熊本	737	29.10.1	22	762	30.10.1	25
	大分	737	29.10.1	22	762	30.10.1	25
	宮崎	737	29.10.6	23	762	30.10.5	25
	鹿児島	737	29.10.1	22	761	30.10.1	24
沖縄	737	29.10.1	23	762	30.10.3	25	

資料出所：「平成31年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
16	8月6日	なし	---	---	-	0.0	1.67
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日の翌月	勧告どおり	-	△ 0.3	1.71
18	8月8日	なし	---	---	-	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	-	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.0	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.4	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.1	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.6	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.2	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	2.8	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.7	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.5	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	---	-	-	2.18

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)